

2022年9月28日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
SMBC日興証券株式会社

証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について

本年3月4日及び同月24日、SMBC日興証券株式会社(代表取締役社長(CEO):近藤 雄一郎、以下「SMBC日興」)の元役員及び社員が、東京地方検察庁により、金融商品取引法第159条第3項(違法な安定操作取引)違反の疑いで複数名逮捕され、同年3月24日及び4月13日、起訴されるとともに両罰規定により法人としてのSMBC日興も起訴された事案につきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

本日、証券取引等監視委員会から、SMBC日興を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分をSMBC日興に行うよう勧告したとの発表がありました。

斯様な勧告をなされるに至ったことにつきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを重ねて心よりお詫び申し上げます。

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(執行役社長グループ CEO:太田 純)及びSMBC日興といたしましては、この度の勧告内容を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

記

勧告を受けた事実関係

- (1) 上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為
- (2) 売買審査態勢の不備
- (3) ブロックオファーに係る業務運営態勢の不備
- (4) 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況

以 上